

千葉県告示第97号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関から辞退の届出があったので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和3年2月24日

千葉市長 熊谷俊人

【薬局】

名称	住所	辞退年月日
マツナガファーマシー	千葉県緑区おゆみ野中央4-23-13	令和2年12月31日